告 示

埼玉県告示第六百七号

定による意見の概要につ のとおり縦覧に 大規模小売店舗立地法 はける。 いて、 (平成十年法律第 同条第三項 \hat{O} 九 規定により 十一号) 第 公告し、 八条第一 及び当該意見を次 項及び第二項の規

平成二十九年五月十六日

埼 玉 知 上 田 清 司

意見の 概要

1 大規模小 売店舗 \mathcal{O} 名称及び 所在 地

(仮称) ベ ル ク 鶴 ケ丘店

埼玉 一県鶴 ケ 島市 大字鶴ケ丘 字仲丸前二百 七十六番一

口

み、 性を担保 は閉まってしまう窓 て近隣 住宅に密接して大型店舗を設置し、 大規模小売店舗立 その社会的責任 住民に 明示するととも V から、 地法第 たい。 П では なく、 環境問題に 八条第二項 に、 責任を 少なくとも営業時 対 また深夜時間帯に 0 ŧ 規定によるそ し単に留守番程 0 て 即応 しう 間 \mathcal{O} る連 内は 度の 他 まで営業することに \mathcal{O} 開設 窓口 意見 絡 体 į :制と窓 P \mathcal{O} 夜間 その実効 П を 土 設 日

縦覧期 間

てもら

平成二十 九 年五月十 -六日 か 5 平成二十 九年六月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉 県産業労働部 商 業 サ ピ ス産業支援課

埼玉県川 越比企地域振興セ タ